

令和6年8月23日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第174回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第174回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はウェブ会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員がいらっしゃるしますので、ウェブ会議システムの操作方法についてご案内させていただきます。

カメラ、マイクの通信はOFF（マークにスラッシュが入った状態）のままで、ご発言される際のみカメラ、マイクをONに、発言が終わりましたらカメラ、マイクをOFFにさせていただきますようお願いいたします。

ご発言時以外にカメラ、マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れたりしてしまうおそれがございます。ご発言終了時にはカメラ、マイクを必ずOFFにさせていただくようお願いいたします。

また、ご発言いただく際は、画面上部のアイコンから「手を挙げる」を選択いただくか、カメラ、マイクをONにして、「部会長」とご発言いただき、部会長より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。

傍聴者等の方々については、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないよう、カメラ、マイクを常に切った状態で傍聴をお願いします。

その他ご不明な点、映像や音声通話に不具合が生じた場合は、事前にお伝えしている事務局の緊急連絡先までご連絡ください。

本日は、委員及び臨時委員総員18名中14名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には、席上に配付をさせていただきます。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご覧ください。資料は8ページ物で、各ページの右下に通し番号を振ってお

りますので、ご確認をお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 大変お暑うございます。皆さんご出席賜りありがとうございます。

早速、議事を進めてまいりたいと存じます。議題１の審議事項である「漁業に関する特定最低賃金の拡大について」、まず、事務局よりご説明をお願いいたします。

【前里労働環境対策室長】 船員政策課の前里です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料１、右下の通し番号３ページをご覧くださいと思います。令和６年８月２２日付で、国土交通大臣より交通政策審議会会長宛てに、諮問第４５８号、漁業に関する特定最低賃金の拡大についてと題しまして、最低賃金法第３５条第３項の規定に基づきまして諮問させていただきました。

次のページ、通し番号４ページをご覧くださいと思います。諮問の概要になります。

まず、１ポツの設定の経緯からご説明いたします。右の四角に囲っている部分でございますけれども、漁業に関する最低賃金は昭和５６年に、中央で扱う最低賃金といたしまして、遠洋まぐろ漁業、大型いか釣り漁業が、地方で扱う最低賃金として、沖合底びき網漁業と大中型まき網漁業、この４業種を最低賃金の対象として設定され、その他業種については今後検討を行うこととされておりました。

その後、平成８年には、当時の船員中央労働委員会総会におきまして、労働者側のほうから未適用業種の適用について問題提起がなされ、そのうち、近海まぐろ漁業の拡大については、この資料の中央、左側のグレー部分になりますけれども、労使等関係者にて勉強会や小委員会との協議を経て、平成２７年に、従前の遠洋まぐろ漁業に、遠洋かつお漁業、近海かつお・まぐろ漁業を含む業種、漁業（かつお・まぐろ漁業）最低賃金が設定されたところです。

他方で、薄緑の部分でございますが、中型いか釣り漁業につきましては、関係者とも調整を継続的に実施してまいりました。また、船員部会でも、労働者委員のほうから幾度も適用拡大について要望もなされたところでございます。

今般、中型いか釣り漁業の適用についての審議につきまして、関係者のご理解を得られるに至りました。また、その他の漁業種につきましても、適用拡大について検討してきたところ、以西底びき網漁業についても関係者の理解が得られたところです。このことから、今般、これら漁業種の適用拡大について諮問をさせていただいた次第でございます。

また、今後の流れでございますけれども、今回の諮問については、これら漁業種の適用

の適否、適用する地域やトン数等の適用の範囲、それから、最低賃金に算入しない賃金等、最低賃金額以外についてのご審議、答申をいただきたいと考えております。その後、新たな漁業種についての最低賃金額を決定するための諮問を改めて行い、ご審議いただくといった流れを想定しております。

なお、今回の漁業種以外の、最低賃金が設定されていない漁船への最低賃金額の設定につきましては、引き続き、適用拡大に向けて検討してまいり所存でございますので、ご理解いただけると幸いです。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【野川部会長】      ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、ご発言等ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

遠藤委員。

【遠藤臨時委員】      海員組合の遠藤です。よろしくお願いします。

今、漁業に関する特定最低賃金の拡大についてということで、業種拡大の経緯、それから、経過について、ご説明ありましたけれども、中型いか釣り漁業への適否、それから、以西底びき網漁業への適否ということで、これが審議事項とされているわけですが、中型いか釣り漁業のところでは先ほどご説明ありましたけれども、以西底びき網漁業への適用の適否、当然、適用すべきだということで特段異論はございませんが、この辺の今後の予定といいますか、こういった扱いになっていくのかというところを説明していただけますか。

お願いします。

【野川部会長】      お願いいたします。

【前里労働環境対策室長】      ご質問ありがとうございます。

今後の中型いか釣り漁業、以西底びき網漁業の拡大の方向ということでよろしいですか。

今、この２業種につきましては、ご承知のとおり、最低賃金に適用されていないというところで、この業種を含めた形の最低賃金という形の適用について、これからご審議していただくという形になります。

例えば、現在、大型いか釣り漁業は２００トン以上が適用になっておりますけれども、中型いか釣り漁業も含める形になりますと、漁業の関係省令におきましては３０トン以上が範囲となると思いますので、どの範囲のトン数までを含めるべきかという議論もご審議

の中で行っていただければと思っております。

【野川部会長】 遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。

それは、先ほど説明の中であった、別途、何かそういった会議を立ち上げた中で議論をしていくという理解でいいのかどうか。それから、大型いか釣り漁業は、すでに最低賃金があるので、中型いか釣り漁業の操業実態を踏まえて一本化すべきだと考えておりますけれども、別途協議会が立ち上がった中で議論していくのか。また、以西底びき網漁業についても別途協議会が立ち上がった中で議論を行っていくのか、その辺の方向性とか、考えがあるのであれば、少し教えていただければと思います。

以上です。

【野川部会長】 お願いします。

【前里労働環境対策室長】 ありがとうございます。

今後、今回の諮問を受けて、どのような会議の場でご審議いただくかということでございますけれども、この諮問を受けまして、調査審議を行う部会の設置ということになるとと思いますが、その場合は、船員部会運営規則に基づきまして、船員部会において、部会長にお決めいただくという形になっております。この後、お認めいただくという流れになると思います。

なお、前回、遠洋まぐろ漁業で、近海まぐろ漁業等の拡大を行った際には、最低賃金小委員会というものを設置いたしましてご審議したというところでございますので、そのような方向になるものと考えております。

【野川部会長】 遠藤委員。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。

ということは、今回の漁業に関する特定最低賃金の拡大についての諮問ということであれば、今言われましたこの2つの、中型いか釣り漁業、それから、以西底びき網漁業への適用拡大ということでの適否について諮問されているということで理解していますので、一刻も早く最低賃金を決めていただけるような体制づくりのほうをしっかりと進めていきたい。

それから、特定最低賃金の適用がなされていない農林水産大臣許可の漁業種が11漁業種ありますので、一刻も早く最低賃金の適用に向けて検討いただきたい。

以上です。

【野川部会長】 よろしいですか。

どうぞ。

【前里労働環境対策室長】 ありがとうございます。ご意見承りました。

以上です。

【野川部会長】 木上委員、お願いします。

【木上臨時委員】 木上です。漁業に関する特定最低賃金の拡大について、ご説明ありがとうございました。労使間の当事者同士の話し合いで成立するものなので、その結果を尊重したいと考えております。適用拡大につきましては、よい方向であり、支持したいと思います。

若手人材の確保の観点から、業界にとって有効であると考えておりますので、適用については適切な判断をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

【野川部会長】 ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。

私からも一言申し上げますが、この最低賃金制度というのは先進国であればどこにでも存在する制度でありまして、国によっては産業別の労働協約が実際にその役割を担っているところもありますが、日本のように法律によって、アメリカもそうですけれども、最低賃金制度が決まっている国もございます。

日本では最低賃金法によって、労働基準法が適用になる労働者には、全て最低賃金法が適用になっている。つまり、最低賃金が設定されるべきであるということになっています。ですから、例えば、今、私どもが議論している漁船につきましては、最低賃金制度がある船員とない船員がいるのが何か自明の事実のように議論されておりますが、本来はそういうことはあってはいけないので、全ての働く者に、労働基準法上の労働者であれば全て最低賃金はなければならないんですが、ただ、現実にはいろいろな事情で、最低賃金法は確かに適用されるけれども、今のところまだ具体的な最低賃金額が設定されるに至っていない、そういう場合があります。

ですから、将来的には、当然ながら全ての労働者に最低賃金が決まっていなければならないこととなりますので、今回、私もこの特定最低賃金が様々な漁船員に幅広く適用されていくという方向は大変歓迎すべきものと思っておりますので、これを契機に、さらに適用拡大に向けて、労使当事者及び当局が協力して進めていっていただきたいというように期待したいと思います。

以上です。

それでは、この点、よろしいでしょうか。

特になければ、漁業に関する特定最低賃金の拡大につきましては、船員部会運営規則第14条の規定におきまして、船員部会は特定の事案を調査審議させるため、必要があると認めるときは小委員会を設けることができると、このようにされておりますので、最低賃金小委員会を設置し、漁業に関する特定最低賃金の拡大について審議を行うこととしたいと存じます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

なお、最低賃金小委員会のメンバーにつきましては、船員部会運営規則第12条第5項及び第15条の規定により、船員部会長が指名することとなっております。具体的な人選につきましては、事務局と相談しながら進めていきたいと思いますが、部会長にご一任とということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】      ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと存じます。

議題2の審議事項である「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ関係者以外の方は、会場及びウェブ会議からご退出をお願いいたします。非公開での審議となりますので、関係者以外の方全員が退出しないと議事が始められないため、スムーズな退出にご協力をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】      本日意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について、許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】      ありがとうございました。これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお返しをいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第174回船員部会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、また、まだまだ猛暑が続いていますところ、委員及び臨時委員の皆様には、会議にご出席を賜りありがとうございました。

—— 了 ——